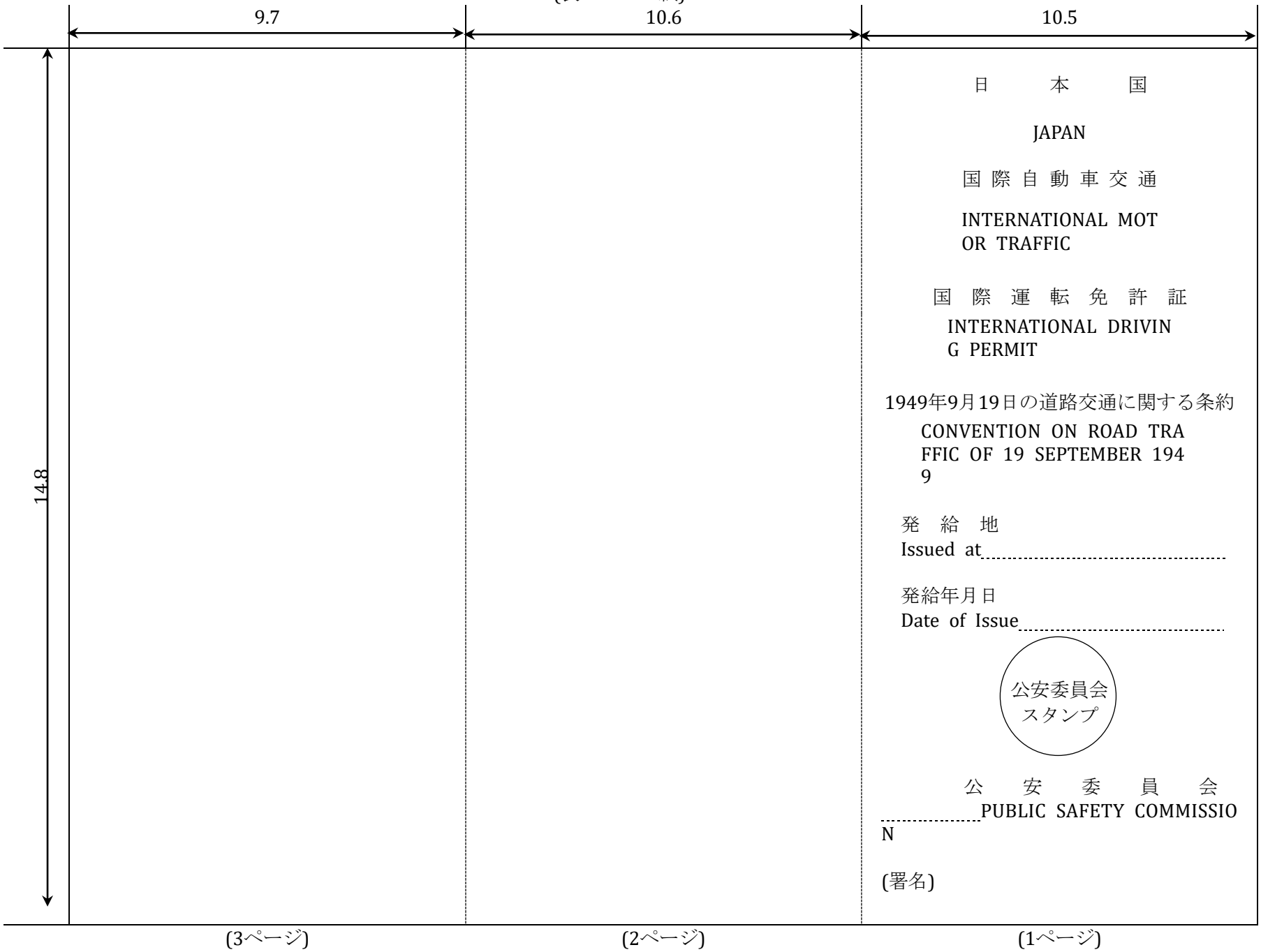
別記様式第二十二の七(第三十七条の七関係)

(表　　紙)



(裏)

10.5.　　10.6　　9.7

14.8

この運転免許証は、すべての締約国の領域(これを発給する締約国の領域を除く。)において、発給の日から一年間、この運転免許証の最終ページにおいて特定する種類の車両の運転について有効とする。

This permit is valid in the territory of all the Contracting States with the exception of the territory of the Contracting State where issued, for the period of one year from the date of issue,for the driving of vehicles included in the category or categories mentioned on the last page of this permit.

この運転免許証は、その所持者が自己の旅行する各国において施行されている居住又は職業に関する法令を遵守する義務にいかなる影響をも及ぼさないものとする。

It is understood that this permit shall in no way affect the obligation of the holder to conform strictly to the laws and regulations relating to residence or to the exercise of a profession which are in force in each country through which he travels.

(表紙　1ページの裏)

運転者に関する事項

姓　1
名　2
出生地　3
生年月日　4
住　所　5

この運転免許証で運転することができる車両

二輪の自動車(側車付きのものを含む。)、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム(900ポンド)をこえない三輪の自動車	A
乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえない座席を有する自動車又は貨物輸送の用に供され、許容最大重量が3,500キログラム(7,700ポンド)をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	B
貨物輸送の用に供され、許容最大重量が3,500キログラム(7,700ポンド)をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	C
乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	D
運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の被牽引車以外の被牽引車を連結した車両	E

車両の「許容最大重量」とは、運行することができる状態にある車両の重量及びその最大積載量の和をいう。

「最大積載量」とは、車両の登録国の権限のある当局が宣言した積載物の重量の限度をいう。

「軽量の被牽引車」とは、許容最大重量が750キログラム(1,650ポンド)をこえない被牽引車をいう。

除　外

この運転免許証の所持者は、＿＿＿＿(国名)における運転を次の理由により禁止される。

当局のシール又はスタンプ

場　所＿＿＿＿
年月日＿＿＿＿

署　名

上の欄がすでに使用されているときは、他の除外欄を使用するものとする。

(表紙　2ページの裏)

除　外

(Ⅰ―Ⅷの国)

1＿＿＿＿
2＿＿＿＿
3＿＿＿＿
4＿＿＿＿
5＿＿＿＿

A シール又はスタンプ
B シール又はスタンプ
C シール又はスタンプ
D シール又はスタンプ
E シール又はスタンプ

写　真

押出しスタンプ

所持者の署名

除　外
(国名)

Ⅰ＿＿＿＿　Ⅴ＿＿＿＿
Ⅱ＿＿＿＿　Ⅵ＿＿＿＿
Ⅲ＿＿＿＿　Ⅶ＿＿＿＿
Ⅳ＿＿＿＿　Ⅷ＿＿＿＿

(表紙　3ページの裏)

備考　1　表紙は灰色の厚紙とし、追補ページは白色の洋紙とする。
2　表紙2ページの裏及び表紙3ページの裏は、フランス語で作成する。
3　表紙2ページの裏の本文を日本語、英語、スペイン語、ロシア語、中国語及びアラビア語で作成した追補ページを表紙1ページの裏と表紙2ページの裏との内側の折目と一致するようにつづり込む。
4　記入事項は、ローマ字つづり又は英語で記載する。
5　図示の長さの単位は、センチメートルとする。